

衛生センター施設整備・運営事業に係る
アドバイザー及び生活環境影響調査業務

プロポーザル実施要領

平成29年 7 月

小松加賀環境衛生事務組合

1 要 旨

小松加賀環境衛生事務組合（以下、「本組合」という。）において今回計画する「衛生センター施設整備・運営事業」は、本組合が運営する衛生センター旧棟及び新棟のうち、老朽化が著しい旧棟について、地域の水環境を保全し循環型社会の形成に資するため、新たに機能を強化した汚泥再生処理施設として再構築するものである。

「衛生センター施設整備・運営事業に係るアドバイザー及び生活環境影響調査業務（以下、「本業務」という。）」は、衛生センター施設の整備を効率的かつ効果的に実施するため、民間の経営能力及び技術能力の活用を視野に、過年度策定された衛生センター施設基本計画における検討結果を踏まえて、施設更新等整備について運営も含めた最適な事業手法の検討を行うとともに、施設を整備・運営する事業者を選定するためのアドバイザー（発注支援）及び事業実施による生活環境影響の予測、評価を行うことを目的とする。

発注支援業務を発注するにあたり、廃棄物処理事業の特殊性により専門的な知識と経験が必要とされることから、公募型「プロポーザル」方式による本業務委託業者選定を実施する。

なお、建設と運営のトータルについて事業コストの縮減を図る（PPP/PFI手法）計画であるため、金融、法務等多面的な知識、経験も評価するものとする。

2 本業務の概要

- 1) 業務名 衛生センター施設整備・運営事業に係るアドバイザー及び生活環境影響調査業務
- 2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
 - (1) アドバイザー業務
 - (2) 生活環境影響調査業務
- 3) 契約期間 契約締結日の翌日から平成31年3月15日
- 4) 予定価格 30,488,400円
上記の額を上限額（消費税及び地方消費税を含む）とする。
（平成29年度・平成30年度総額）
なお、本業務委託契約金額は、見積書を精査し決定する。

3 「衛生センター施設整備・運営事業」について

- 1) 事業方針
 - (1) 高度水処理設備導入による更なる水環境の保全
 - (2) 循環型社会に対処した良質な堆肥化技術の採用による農業利用の更なる推進
 - (3) 二酸化炭素排出量の大幅な削減
 - (4) 事業費の削減
 - (5) 運営効率化による維持管理費の削減

※部分更新におけることに留意すること。

（旧棟及び新棟の既存施設の概要は、別添「仕様書」参照）

2) 計画処理量

計画処理量	98 kL/日
し尿	6 kL/日
浄化槽汚泥	92 kL/日 (単独浄化槽 54kL/日) (合併浄化槽 38kL/日)

3) 放流水質

項目		環境省令	石川県条例	性能指針	計画設定値
PH	—	5.8～8.6	—	—	5.8～8.6
BOD	mg/L	120	30	10	10
COD	mg/L	120	30	35	30
SS	mg/L	150	70	20	10
T-N	mg/L	60	—	20	20
T-P	mg/L	8	—	1	1
大腸菌群数	個/cm ³	3,000	—	—	3,000
色度	度	—	—	—	30

4) 資源化方式：堆肥化肥料

4 プロポーザルにおける提案テーマ

上記3「「衛生センター施設整備・運営事業」について」1)～4)の基本計画骨子に沿って、あなた（貴社）が考えるふさわしいテーマを提案するとともに、次の事項に留意し提案書を記載するものとする。

- (1) 平成6年竣工の新棟施設は残存して使用すること。
 - (2) 資金調達・施設の所有は公共であること。
 - (3) 部分更新という制約の中、よりよい企画提案を求める。
(提案書において、上記条件以外は自由とする。)
- ①例えば、し尿・浄化槽汚泥を分別収集、処理することで事業費・維持管理費のトータルで削減可能であれば提案可とする。（平成6年竣工の新棟施設の一部改造を含むことも可）
 - ②更新後の新設棟、既設棟の運営方式は分けて考えてもよい。
 - ③工事は、性能発注方式を見込んでいるので、企業間の技術力をどのように競わせるかにポイントを置いて本業務の実施方針、方法等を提案すること。

5 プロポーザル参加資格要件

次の事項を全て満たしていること。

ただし、複数の事業者が共同提案体として参加することもできる。その場合、共同提案体の各構成員が以下に掲げる各要件をすべて満たしていないと共同提案体として参加することはできない。申請は、当該共同提案体の代表者が行うこととする。なお、参加申込書の提出後の代表法人等の変更は認めない。また、共同提案体の構成員として参加した場合は、当該構成員が別の共同提案体の構成員となり、又は単独で参加することはできない。

- (1) 「小松市競争入札参加資格者名簿」又は「加賀市競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) ①役員等（役員又は契約を締結する事務所の代表者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び同法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「反社会的勢力」という。）であると認められる者でないこと。
②反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力の威力又は反社会的勢力関係者を利用してしていると認められる者でないこと。
④役員等が、反社会的勢力関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者ではないこと。
⑤役員等が反社会的勢力関係者と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (6) 参加申込書提出時において、小松市又は加賀市指名停止措置要項に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 応募企業は、平成19年4月から平成29年3月において国又は地方公共団体が発注した、元請としての下記業務完了実績が各々1件以上あること。
①汚泥再生処理センターに係る地域計画、基本計画、基本設計、発注支援業務等の整備計画（生物処理を行わない下水道投入方式の実績は除く）
②廃棄物処理施設の生活環境影響調査業務
- (8) 管理技術者及び照査技術者は、3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあること。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できないものとする。（下記(9)①と②の管理技術者においては兼務可）
- (9) 管理技術者及び照査技術者は、技術士法で定める下記要件技術士の資格取得を有すること。
①アドバイザー業務の管理技術者：下記部門のいずれかとする。

- ・技術部門が「総合技術監理部門」で、選択科目「衛生工学－廃棄物管理、廃棄物管理計画、又は廃棄物処理」
 - ・技術部門が「衛生工学部門」で、選択科目「廃棄物管理」、「廃棄物管理計画」、又は「廃棄物処理」
- ②生活環境影響調査業務の管理技術者：下記部門のいずれかとする。
- ・技術部門が「総合技術監理部門」で、選択科目「衛生工学－廃棄物管理、又は廃棄物管理計画」
 - ・技術部門が「衛生工学部門」で、選択科目「廃棄物管理」、又は「廃棄物管理計画」
 - ・技術部門が「総合技術監理部門」で、選択科目「環境－環境影響評価」
 - ・技術部門が「環境部門」で、選択科目「環境影響評価」
- ③照査技術者：下記部門のいずれかとする。
- ・技術部門が「総合技術監理部門」で、選択科目「衛生工学－廃棄物管理、廃棄物管理計画、又は廃棄物処理」
 - ・技術部門が「衛生工学部門」で、選択科目「廃棄物管理」、「廃棄物管理計画」、又は「廃棄物処理」

6 プロポーザル実施スケジュール（変更する場合があります。）

内 容	期 日
① 公告	平成29年 8 月 1 日（火）
② 参加申込・審査書類等に関する質疑書の提出期間	平成29年 8 月 2 日（水）～ 8 月 10 日（木）
③ 参加申込・審査書類等に関する質疑書の回答期限	平成29年 8 月 17 日（木）
④ 参加意思確認書の提出期限	平成29年 8 月 23 日（水）
⑤ 審査書類の提出期限	平成29年 8 月 30 日（水）
⑥ ヒアリング、審査の実施	平成29年 9 月 20 日（水）
⑦ 審査結果(最優秀者)通知	平成29年 9 月 25 日（月）

7 実施要領書等の配布

- 1) 実施要領等の配布はPDFにて公表、配布とする。
窓口、郵送での配布はしない。
本組合のホームページに掲載するので、随時ダウンロードすること。
- 2) 参加申込・審査書類等に関する質疑書の提出
質疑がある場合は、提出期間内に質疑書（様式2）を郵送又はFAX、メールにて提出すること。
* 電話、口頭等による質疑は一切受け付けない。
 - (1) 提出書類：質疑書（様式2）
 - (2) 提出期間：平成29年 8 月 2 日（水）～平成29年 8 月 10 日（木）
午後 5 時まで（必着）

3) 参加申込・審査書類等に関する質疑書の回答

提出された質疑については、回答期限までに、質疑回答書として取りまとめを行い本組合ホームページに掲載する。（個別回答は行わない。）回答は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

(1) 質疑回答期限：平成29年8月17日（木）午後5時まで

4) 参加意思確認書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル参加意思確認書（様式1）を本組合に持参又は郵送により提出すること。

提出時間帯は平日午前9時から午後5時まで

(1) 提出期限：平成29年8月23日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類：プロポーザル参加表明書（様式1）、共同提案体として参加する場合は、共同提案体協定書（様式8）及び履行体制に関する書面（様式9）も提出すること。

(3) 提出先：小松加賀環境衛生事務組合 事務局
（「10問合せ先・資料提出先」を参照）

5) 審査書類提出

①	表紙	様式3
②	会社概要調書	様式4 ・従業員数 ・自社組織と対応業務・技術等について記載
③	発注支援業務等の整備計画の業務実績（生物処理を行わない下水道投入方式の実績は除く）	様式5-1 ・平成19年4月～平成29年3月に国又は地方公共団体が発注した汚泥再生処理センターの地域計画、基本計画、基本設計、発注支援業務等の整備計画の実績について記入すること ・DBO、PPP/PFI方式、長期包括的民間委託等の発注支援業務の実績についても記入すること（施設の種別は問わない） ・発注支援業務とは、事業者選定のためのプロポーザル支援、総合評価支援及び発注仕様書作成等の実績とする ・元請として契約した業務 ・平成29年3月31日までに完了した業務 ・記載した業務については、履行が確認できる書類を添付すること
④	生活環境影響調査業務実績	様式5-2 ・平成19年4月～平成29年3月に国又は地方公共団体が発注した廃棄物処理施設の生活環境影響調査業務実績について記入すること ・元請として契約した業務 ・平成29年3月31日までに完了した業務 ・記載した業務については、履行が確認できる書類を添付すること
⑤	管理技術者調	様式6-1

	書 (両業務兼用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない ・ 廃棄物分野等における技術士（実施要領 5.(9)①、②）を記入すること ・ 技術士登録等証明書の写しを添付すること ・ 技術士資格登録証又は合格証の写しを添付すること ・ 3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証の写し等）を添付すること
⑥	アドバイザー業務の管理技術者の発注支援業務実績（生物処理を行わない下水道投入方式の実績は除く）	<u>様式 6-2</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年4月～平成29年3月に国又は地方公共団体が発注した汚泥再生処理センターの発注支援業務実績について記入すること ・ 発注支援業務とは、事業者選定のためのプロポーザル支援、総合評価支援及び発注仕様書作成等の実績とする ・ 元請として契約した業務 ・ 平成29年3月31日までに完了した業務 ・ 記載した業務については、履行が確認できる書類を添付すること
⑦	生活環境影響調査業務の管理技術者の生活環境影響調査業務実績	<u>様式 6-3</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年4月～平成29年3月に国又は地方公共団体が発注した廃棄物処理施設の生活環境影響調査業務実績について記入すること ・ 元請として契約した業務 ・ 平成29年3月31日までに完了した業務 ・ 記載した業務については、履行が確認できる書類を添付すること
⑧	管理技術者の手持ち業務（両業務兼用）	<u>様式 6-4</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書提出日において、現在行っている業務状況について記入すること ・ 管理技術者又は担当技術者となっている契約金額5,000千円以上の業務に限る
⑨	照査技術者調査書	<u>様式 7</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 照査技術者は、管理技術者を兼ねることができない ・ 3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証の写し等）を添付すること ・ 廃棄物分野等における技術士（実施要領 5.(9)③）を記入すること
⑩	提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容は任意様式とする ・ 提案書表紙を兼ねて、通し番号を振った目次を添付すること ・ A4版（A3はA4折）横書き、左綴じ、片面印刷 ・ 下記Ⅰ～Ⅲごとに指定枚数以内にまとめる（表紙及び目次は除く） ・ 文字の大きさは11.0ポイント以上とする（図表に用いる文字はこの限りではないが読みやすい大きさとする） ・ カラー等の使用は任意とする <ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 本業務の実施方針（A4 片面1頁以内） Ⅱ 本業務の実施体制（A3 片面1頁以内（A4折）） Ⅲ 本業務の実施方法、留意事項と対処方法、その他提案（A4 片面3頁以内）

		IV本業務スケジュール 平成29年10月～平成31年3月 (A3 片面1頁以内(A4折))
⑩	見積書及び 見積内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意様式 ・ 本業務の内容がわかる内訳書を添付すること ・ 消費税及び地方消費税を含んだ額で記載すること ・ 見積額は、実施要領2.4) 予定額の金額を超えないこと

※⑩提案書のII本業務の実施体制の留意事項

- ・ 配置予定の管理技術者、照査技術者、本業務に関連が想定される担当技術者等について記載する。(建築技術者、電気技術者、PPP/PFI関係アドバイザーなど)
- ・ 担当技術者は、実施する分担業務ごとに代表技術者を1名ずつ記載する。(専門資格、業務実績(担当業務)について明記すること)
- ・ 提案書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、その者が所属する企業名等も記載する。
- ・ 他の企業に本業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて本業務実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載するものとする。(テーマに対する技術提案について学識経験者等の技術協力を得た場合も同様とする。)ただし、本業務の主たる部分を再委託してはならないものとする。

(1) 提出期限：平成29年8月30日(水)午後5時まで(必着)

本組合に持参又は郵送により提出すること。

提出時間帯は平日午前9時から午後5時まで

(2) 提出部数

・ 提出書類番号 ①～⑨・・・20部

(提出書類番号①～⑨ひとまとめにA4縦長綴)

・ 提出書類番号 ⑩・・・20部

(1部は記名(会社名)とし、19部は無記名とし、社名が類推できないように作成すること。A4縦長綴。A3はA4折とする。)

・ 提出書類番号 ⑪・・・1部

6) プロポーザル・ヒアリング

(1) 実施日 平成29年9月20日(水) 予定

日時や実施場所等の詳細については、後日通知する。

なお、参加資格要件を満たさない者は失格とし、ヒアリングは行わないものとする。(事前に通知を行う。)

(2) プロポーザル・ヒアリングの手順等

提出書類等を補足するため、1社あたり質疑応答を含め概ね40分

(説明20分、質疑20分以内)のヒアリングを実施する。

説明及び質疑応答は、管理技術者が対応すること。

その際、新たな提案の資料の提出は認めない。

なお、パソコン等を用いてプレゼンテーションを行う場合は、スクリーン、プロジェクターは本組合で準備するが、パソコンは応募者が持参す

ること。

7) 審査

(1) 審査方法

技術審査書類及びヒアリング等について審査を行う。

審査を厳正に行ったうえで優先交渉権者として、最優秀提案者1社、次点者1社を選任する。

審査に当たっての評価の配点は、次のとおりとする。

(2) 総合的評価

	評価項目	評価基準	配点
企業	実績	元請としての下記業務完了実績 <ul style="list-style-type: none"> 国又は地方公共団体が発注する汚泥再生処理センターの発注支援業務（生物処理を行わない下水道投入方式の実績は除く） 国又は地方公共団体が発注する汚泥再生処理センターに係る地域計画、基本計画、基本設計等の整備計画（生物処理を行わない下水道投入方式の実績は除く） 国又は地方公共団体が発注する廃棄物処理施設の生活環境影響調査業務 DBO方式のほか、PFI、長期包括的民間委託等PPP方式事業化の発注支援業務（施設の種別は問わない） 	15
管理技術者	管理技術者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 国又は地方公共団体が発注する汚泥再生処理センターの発注支援業務実績（生物処理を行わない下水道投入方式の実績は除く） 	15
		<ul style="list-style-type: none"> 国又は地方公共団体が発注する廃棄物処理施設の生活影響調査業務実績 	
提案書	本業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の目的や本業務内容の理解度、具体的な実施方針が示されているか 	70
	本業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の履行が期待できる体制か 	
	本業務の実施方法、留意事項と対処方法、その他提案	<ul style="list-style-type: none"> 実施方法に具体性や実現性はあるか 経験や実績等から提案が示されているか 留意事項や対処方法は適切か 独自提案、工夫等の実現性はあるか 整備事業費を適正に策定する能力はあるか 	
	本業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 具体的かつ適切か 	
	ヒアリング・質疑応答	<ul style="list-style-type: none"> 説明及び質疑に対する応答の的確性 	
価格		※以下の方法で算定する。 $(1 - \text{見積価格} \div \text{予定価格 (上限額)}) \times \text{配点}$	25
合計			125

*1 提案書の評価は、全選定委員の評価平均点を得点とする。小数点以下になる場合は、少数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位までの点とする。

*2 採点結果が同点の場合は、見積金額が低い応募者を最優秀提案者とする。

さらに見積額が同額であった場合、選定委員の投票とする。

なお、得票数も同じ場合は、委員長が投票した業者とする。

(3) 優先交渉者の決定

以下の条件を満足する、総合的評価の方法によって得られた配点合計の最も高い事業者を、最優秀提案者とし優先交渉権者とする。

- ・見積価格が予定価格の制限の範囲内にある者。

8) 審査結果

審査結果は、すべての参加者に審査結果通知書を送付する。

審査結果についての異議申し立ては一切できない。

8 契約手続き

最優秀提案者に対し、本業務の契約に係る優先交渉権を与える。

優先交渉権は、審査結果通知書の送付により効力を発生する。

最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

契約交渉により本組合と合意に至った場合には、予定価格（上限額）の範囲内で随意契約を行う。

ただし、その事業者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

9 その他

- 1) プロポーザルに参加する費用はすべて応募者の負担とする。
- 2) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて補足資料を求める場合がある。
- 3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- 4) 提出書類等に虚偽の記載が判明した場合は、契約後においても契約を解除し、違約金を要求することがある。
- 5) 提出書類は、本業務受託候補者を特定する以外に、応募者に無断で使用しない。
- 6) 提案書の提出を辞退しても、これを理由として、以後の指名等において不利益な取り扱いをすることはない。
- 7) 提出書類に記載した管理技術者、照査技術者は、病気など特別な場合や本組合が認める場合を除き変更できない。
- 8) 本組合が認める場合を除き、本業務の再委託は認めないものとする。
- 9) 郵送の場合は、「特定記録郵便」、「簡易書留」、「一般書留」のいずれかの方法によるものとする。
- 10) FAX及びメールの提出については、送達確認のため、必ず事務局に連絡を入れること。
- 11) 次のいずれかに該当するものを行った提案は、無効となることがある。
 - ①本応募要領に適合しない書類を作成し、提出した者

- ②記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ③期限後に提出書等を提出した者
- 12) 提出された書類は小松市情報公開条例を準用し、規定に基づき公開することがある。
- 13) プロポーザル手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- 14) 本業務の契約を締結した者は、今後発注予定の「衛生センター施設整備・運営事業」（施設更新等整備工事、維持管理運営等）を受注することはできないものとする。（共同企業体等の構成員になることも含む。また、資本関係がある者も同様とする場合がある。）
- 15) 応募者（応募を予定する者を含む。）は、選定委員、関係発注者職員と本件提案についての接触（当然に公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁ずる。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合がある。

10 問合せ先・資料提出先

〒923-0985 石川県小松市浜佐美町ヲ15番地

小松加賀環境衛生事務組合 事務局

担当：酒井、山口

TEL:0761-23-5300 FAX:0761-23-5302

電子メール:komakaga@city.komatsu.lg.jp